

西栗倉村自動車急発進防止装置整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は村内に居住する高齢者に対して、自動車急発進防止装置の整備に要する費用の一部を補助することにより、安全運転意識の向上を図り、高齢運転者の交通事故の防止及び事故時の被害軽減に資することを目的として、西栗倉村自動車急発進防止装置整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付にかかる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車急発進防止装置 オートマチック車のアクセルペダルとブレーキペダルとの踏み間違いによる事故を防止するための装置であり、自動車の停止時又は徐行時において、アクセルペダルが急激に踏み込まれたときに急発進を抑制し、又はアクセルペダルとブレーキペダルが同時に踏み込まれたときにブレーキ操作を優先する装置をいう。
- (2) 整備業者 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第78条の認証を受けた自動車分解整備事業者をいう。
- (3) 自動車検査証 法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証をいう。

(補助対象車両)

第3条 補助金の交付の対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自動車急発進防止装置を整備することが可能なオートマチック車であること。
- (2) 過去に当該車両に関し補助金が交付されたことがないこと。
- (3) 営利を目的として使用されていないこと。
- (4) 自動車検査証に自家用かつ乗用又は貨物の用途と記載されていること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 第7条の申請の日において、村内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている満65歳以上の者であること。
- (2) 非営利かつ自ら使用する自動車へ整備する者であること。
- (3) 自動車運転免許証を保有している者であること。
- (4) 第7条の申請に係る補助対象車両の自動車検査証に記載された使用者であること。
- (5) 村税等を滞納していないこと。
- (6) 西栗倉村暴力団排除条例（平成23年西栗倉村条例第14号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が整備業者により行わせる自動車急発進防止装置の整備とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象事業に係る経費の3分の2以内に相当する額とし、15万円を上限とする。この場合において、当該補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、西粟倉村自動車急発進防止装置整備費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 自動車検査証の写し（申請者名義）
- (3) 自動車運転免許証の写し
- (4) 完納証明書
- (5) その他村長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 村長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに、申請者に対し、西粟倉村自動車急発進防止装置整備費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第9条 前条の決定を受け補助対象事業を行う申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定に係る補助対象事業（以下「補助事業」という。）の計画を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく西粟倉村自動車急発進防止装置整備費補助金変更承認申請書（様式第3号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、遅滞なく西粟倉村自動車急発進防止装置整備費補助事業実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて村長に報告しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 整備前及び整備後の写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 村長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、西粟倉村自動車急発進防止装置整備費補助金確定通知書（様式第5号）により当該補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第6号）を村長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 本告示の規定に違反したとき。
- (3) その他村長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第14条 村長は、前条の規定により補助金の返還を決定したときは、当該補助金の返還を請求

するものとする。ただし、村長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りではない。

(1) 天災等による破損等自己の責めに帰すべき事由以外の事由で当該整備済自動車を処分するとき。

(2) その他村長が補助金の返還の必要がないと認めたとき。

(財産の管理及び処分の制限)

第15条 補助金の交付を受けて整備した自動車急発進防止装置は、法令等の規定に基づき適正に管理し、補助金の交付を受けた日から起算して1年間は、補助金交付の目的に反して使用、譲渡し、交換、貸付け、売却又は廃棄等の処分をしてはならない。ただし、やむを得ない事情があるとして村長が認める場合は、この限りでない。

(村による調査)

第16条 村長は補助事業の適性は実施を図るため、必要な範囲において、補助金の交付を受けた者に対して、補助金の交付を受けて整備した自動車急発進防止装置整備自動車の仕様等に関する調査等を行うことができる。

2 補助金の交付を受けた者は、村長が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和元年11月1日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

様式第1号第7条関係

年 月 日

西粟倉村長 様

所在地

氏名

㊟

電話番号

西粟倉村自動車急発進防止装置整備費補助金交付申請書

西粟倉村自動車急発進防止装置整備費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

申請額	円	
整備費	円	
整備車両	メーカーおよび車名	
	自動車登録番号	
取付整備業者		
添付書類	(1)見積書の写し (2)自動車検査証の写し(申請者名義) (3)自動車運転免許証の写し (4)完納証明書	

様式第2号第8条関係

第 号
年 月 日

様

西栗倉村長

印

西栗倉村自動車急発進防止装置整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助金等の交付については、次のとおり決定しましたので西栗倉村自動車急発進防止装置補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

交付決定金額 金 _____ 円

(交付の条件等)

西栗倉村自動車急発進防止装置整備費補助金交付要綱第14条の規定により、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合又は補助金を返還することが必要であると認めた場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その全部を返還していただきます。

様式第3号第9条関係

年 月 日

西粟倉村長 様

所在地
氏名

印

西粟倉村自動車急発進防止装置整備費補助事業 計画変更・中止（廃止）申請書

年 月 日付け 第 号により補助金等の交付決定を受け
ました補助事業等について、西粟倉村自動車急発進防止装置整備費補助金交付要綱
第9条の規定により、次のとおり申請します。

記

1. 変更内容

変更理由

2. 整備の中止

中止理由

※ 添付書類

変更の内容を証明する書類（中止の場合は不要）

様式第4号第10条関係

年 月 日

西栗倉村長 様

所 在 地

氏 名

印

西栗倉村自動車急発進防止装置整備費補助事業実績報告書

西栗倉村自動車急発進防止装置整備費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

記

● 添付書類

(1) 領収書の写し

(2) 整備前及び整備後の写真

様式第5号第11条関係

第 号
年 月 日

様

西栗倉村長

印

西栗倉村自動車急発進防止装置整備費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました補助事業については、次のとおり補助金等の額を確定しましたので、西栗倉村自動車急発進防止装置整備費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

補助金交付確定額 金 _____ 円

様式第6号第12条関係

年 月 日

西粟倉村長 様

所 在 地
氏 名

印

西粟倉村自動車急発進防止装置整備費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により額の確定がありました補助金について、西粟倉村自動車急発進防止装置整備費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

請 求 額 _____ 円

振 込 先	() 銀行・農協・信用金庫 () 支店・支所		
	普通・当座	口 座 番 号	
	フリガナ		
	名 義 人		